

最高人民法院による
植物新品種育成者権侵害に係わる紛争案件の
審理における法律の適用問題についての
若干の規定

2007年1月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による植物新品種育成者権侵害に係わる紛争案件の審理における法律の適用問題についての若干の規定

(2006年12月25日最高人民法院裁判委員会第1411回会議にて可決)

2007年1月12日最高人民法院公布 2007年2月1日より施行)

法釈[2007]1号

植物新品種の育成者権侵害の紛争案件を的確に処理するために、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国民事訴訟法」などの関連規定に基づき、植物新品種の育成者権侵害の紛争案件の判例及び実情と結び合わせ、具体的な法律の運用のいくつかの問題について次の通り定める。

第1条 植物新品種の育成者権を有する権利者（以下育成者権者と称する）或いは利害関係者が植物新品種の育成者権の侵害を受けたとする場合、法に基づき人民法院へ提訴できる。

前項に言う利害関係者とは、植物新品種の実施許可契約の被許可者、育成者権の財産権利の合法的な継承人などを含む。

独占的实施権の実施許可契約の被許可者は単独で人民法院へ提訴できる。専用利用権の実施許可契約の被許可者は、育成者権者と共同で起訴することができ、育成者権者が起訴しない時は、自ら提訴することができる。通常利用権の実施許可契約の被許可者は、育成者権者の明確な授権を経て、提訴することができる。

第2条 育成者権者の許諾を経ずに、品種登録を受けている品種の繁殖材料を商業目的で生産又は販売した場合或いは品種登録を受けている品種の繁殖材料を商業目的として別の品種を生産する繁殖材料に重複使用した場合、人民法院は植物新品種の育成者権を侵害したと認定しなければならない。

告訴された権利侵害物の特徴、特性と品種登録を受けている品種の特徴、特性とが同じである場合、或いは特徴、特性が異なるのが、非遺伝変異による原因である場合、人民法院は通常、告訴された権利侵害物は、品種登録を受けている品種の繁殖材料の商業目的の生産又は販売に属すると認定しなければならない。

告訴された権利侵害者が、品種登録を受けている品種の繁殖材料を繰り返し、母本とその他母本とし別途繁殖させた場合、人民法院は通常、品種登録を受けている品種の繁殖材料を別の品種の繁殖材料の生産に重複使用する商業目的に属すると認定しなければならない。

第3条 植物新品種の育成者権侵害の紛争案件にかかわる専門的な問題に鑑定の必要がある場合、双方当事者の協議により確定した鑑定資格を有する鑑定機関、鑑定人が鑑定する。協議が不成立の場合、人民法院が指定する鑑定資格を有する鑑定機関、鑑定人が鑑定する。

前項に定める鑑定機関、鑑定人がいない場合は、品種検査・測定技術レベルを備える適切な専門機関、専門家が鑑定する。

第4条 植物新品種の育成者権侵害の紛争案件にかかわる専門的な問題については、実際の栽培地での検査・測定やDNA指紋法などの方法で鑑定することができる。

前項に定める方法により下した最終的な判断について、人民法院は、法に基づき反対尋

問を行い、その証明能力を認定しなければならない。

第 5 条 育成者権者や利害関係者が人民法院へ植物新品種の育成者権侵害を提訴する時に、同時に植物新品種の育成者権の侵害行為の停止の先行、或いは証拠保全請求を届け出た場合、人民法院は審査を経て、予め決定を下すことができる。

人民法院は証拠保全措置を取る時、案件の具体的な状況に照らし、適切な技術的規則に基づく証拠採集に協力する関連専門技術者を招集することができる。

第 6 条 人民法院は、植物新品種の育成者権侵害の紛争案件を審理する場合、民法通則第 134 条の規定に基づき、案件の具体的な状況と結びあわせて、権利の侵害者が負うべき侵害停止、損害賠償などの民事責任の判決を下さなければならない。

人民法院は、被権利侵害者の要求に基づき、被権利侵害者が権利侵害によって受けた損害に基づき或いは権利の侵害者の権利侵害行為による利益所得に基づき、賠償金額を確定することができる。被権利侵害者が植物新品種の実施許可費用に基づき賠償額の確定を願い出る場合、人民法院は植物新品種の実施許可の種類、期間、範囲などの要素に基づき、当該植物新品種の実施許可費用を参照し、合理的な賠償額を確定することができる。

前項の規定に基づく賠償金額の確定が難しい場合、人民法院は権利侵害の性質、期間、結果、植物新品種の権利取得費用の金額、植物新品種の実施権の種類、時間、範囲及び被権利侵害者が権利侵害を調査、制止するために支払った合理的な費用などの要素を総合的に考慮し、50 万元以下の賠償金額を確定することができる。

第 7 条 被権利侵害者と権利侵害者が双方同意の下、権利侵害物を割引・相殺・控除し被権利侵害者にもたらした損失に充当するとした場合、人民法院は許可しなければならない、被権利侵害者或いは権利侵害者が割引・相殺・控除に同意しない場合、人民法院は当事者の要求に基づき、権利侵害物に対して、活性を消滅させるなどそれが繁殖材料へ使用することができないような処理をするよう権利侵害者に命じる。

権利侵害物が成長期にある或いは権利侵害物を破棄することにより重大で不利な結果を招く場合、人民法院は権利侵害物の破棄を命じる方法を採用することができるが、法律、行政法規に別に規定する場合はこの限りではない。

第 8 条 農業又は林業を業とする個人、農村の経営請負戸が他人の委託を受けて品種の特許権を侵害する繁殖材料を代わりに繁殖する場合、繁殖物が品種の特許権を侵害する繁殖材料であることを知らず且つ委託人を証明する場合は、賠償責任は負わない。